第2章 計画の基本的事項

本計画は、建築物の耐震化の実施に関する目標を定め、耐震化に取り組むことにより、豊明市における、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するために策定します。 国が定めた建築物の耐震化を図るための基本的な方針(平成18年1月25日国土交通省告示)(以下「国の基本方針」という。)、並びに「愛知県建築物耐震改修促進計画」では、東海、東南海・南海地震における死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるため、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標としていました。

しかし、平成22年6月18日に閣議決定された国の「新成長戦略」で、平成32年度までに耐震化率を95%にすることが決定され、法改正並びに国の基本方針と県計画が改定され、新たな計画期間と耐震化の目標等が設定されました。

したがって、本計画の改定にあたっては、国の基本方針や愛知県が示す減災目標を踏まえた計画的な耐震化の促進に向け、「耐震改修促進法」に基づき、国の基本方針や県計画との整合を図り、豊明市において想定される地震の規模・被害状況等及び市内の耐震化の現状及び関連計画における減災目標を勘案し、具体的な目標と耐震化を促進するために取り組むべき方策を定めます。

2-1 対象となる区域、計画期間、対象建築物

1. 対象区域

本計画の対象区域は、豊明市全域とします。

2. 計画期間

本計画の計画期間は平成32年度までとします。

なお、計画及び事業の進捗状況や社会情勢を踏まえ、必要に応じ一部改定や見直しを行います。

3. 対象建築物

本計画の対象建築物は、<u>住宅</u>及び<u>耐震性のない*1 特定既存耐震不適格建築物等*2</u>を含む建築物とします。

住宅	・戸建て住宅、長屋、共同住宅(賃貸・分譲)を含む全ての住宅	
特定既存耐震不適	・耐震改修促進法第14条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、 以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第21	
格建築物	以上で、建業基準法の制展関係規定に適合せず、建業基準法第3末第21 の適用をうけている建築物	其(成分个地位)
等	① 多数の者が利用する建築物	第14条第1号 ^{※3}
	② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	第14条第2号 ^{※3}
	③ 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨	
	げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物(以下「地	第14条第3号**3
	震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物等」という。)	

^(※1)耐震性のない建築物とは、昭和56年5月31日以前に着工された耐震不明建築物や耐震診断の結果、耐震性がないことが明らかな建築物をいう。

^(※2) 特定既存耐震不適格建築物等とは、特定既存不適格建築物と耐震改修促進法第7条第2号及び第3号の要安全 確認計画記載建築物をいう。

^(※3) 耐震改修促進法

① 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下の用途及び規模とします。

法 *1	政令 第2条 第2項	用途	規模		
	第1号	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 ㎡以上		
		小学校、中学校、中等教育学校の前 期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)		
	第2号	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉 ホームその他これらに類するもの			
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上		
		学校 第2号以外の学校			
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これら に類する運動施設			
		病院、診療所			
		劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	第3号	集会場、公会堂			
		展示場			
		卸売市場			
第一		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗			
4		ホテル、旅館			
第14条第		賃貸住宅*2(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	-		
1		事務所			
号		博物館、美術館、図書館 遊技場			
		公衆浴場	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上		
		公永元場			
		ンスホールその他これらに類するもの			
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類 するサービス業を営む店舗			
		工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物を除く)			
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に 供するもの			
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又 は駐車のための施設			
		保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
	第4号	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上		

^{※1} 耐震改修促進法 ※2 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

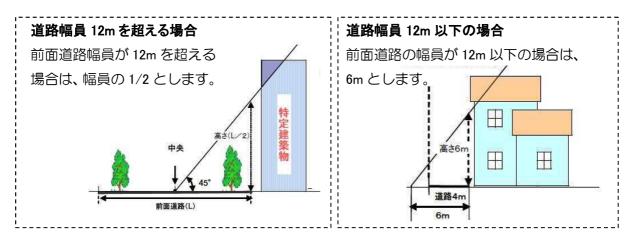
		-	C 0 d 9 :		
* ¹ 法	政令 第3条 第2項		危険物の種類	数量	
			火薬	10トン	
			爆薬	5トン	
			工業雷管若しくは電気雷管	50万個	
			又は信号雷管	30/JIII	
			銃用雷管	500万個	
	第1号	火薬類	実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個	
			導爆線又は導火線	500キロメートル	
			信号炎管若しくは信号火箭		
			又は煙火	2トン	
			その他火薬又は爆薬を使用	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分	
			した火工品	に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量	
筆	第2号	石油類		危険物の規制に関する政令別表第3の類別の	
第 1		消防法第2条第7項に規定する危険物 (石油類を除く)		欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性	
4				質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の	
第				指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
4条第2号	第3号	危険物の規制に関する政令別表第4		30トン	
		備考第6号に規定する可燃性個体類			
	第4号		の規制に関する政令別表第4	- 20立方メートル	
		備考第8号に規定する可燃性液体類		2007	
	第5号	マッチョの数性が	ゴフ	300マッチトン*2	
	第6号	可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く)		2万立方メートル	
	第7号	圧縮ガス		20万立方メートル	
	第8号	液化ガス		2,000 トン	
	第9号		が劇物取締法第2条第1項に規		
		定する毒物		20トン	
	第10号	毒物及び	が劇物取締法第2条第2項に規		
		定する劇物(液体又は気体のものに限		200トン	
		る)			

^{※1} 耐震改修促進法

^{※2} マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17 mm)で、7200個、約120 kg。

③ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離(前面道路幅員が 12m を超える場合は幅員の 1/2、前面道路幅員が 12m 以下の場合は 6m)を加えたものを超える通行障害既存耐震不適格建築物(以下、「通行障害建築物」という)を対象とします。



2-2 地震発生時に通行を確保すべき道路

建築物の倒壊が、緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」(耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号並びに第6条第3項第2号)として指定し、道路沿道の建築物の耐震化を促進します。

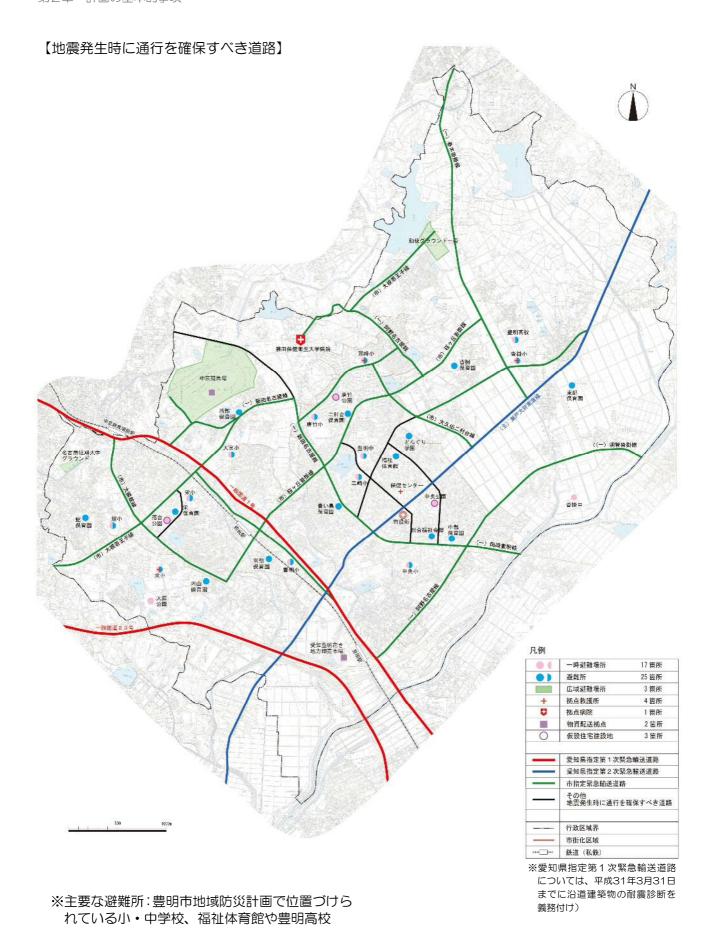
県・市指定緊急輸道路及びそれらから離れている主要な避難所等を結ぶ道路を指定

●県指定緊急輸送道路(平成26年3月一部改定の「愛知県建築物耐震改修促進計画」による) 大規模な地震等の災害が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等 広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的 に「愛知県地域防災計画」で定められた、第1次、第2次緊急輸送道路を指定します。

●市指定緊急輸送道路

地震等の災害発生時において、県指定の第1次、第2次緊急輸送道路を補完するとともに避難 所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図ることを目的に「豊明市地域防災計画」で位 置づけられている豊明市指定の緊急輸送道路を指定します。

●その他地震発生時に通行を確保すべき道路(豊明市地域防災計画で位置づけられていない避難路等) 災害時に対策本部が設置される市役所や広域避難場所として指定されている中京競馬場、住居 等の建築物が密集している箇所で、県及び市指定の緊急輸送道路から大きく離れ、多くの一般市 民の方が地震発生時に避難する主要な避難所については、県及び市指定の緊急輸送道路と該当施 設を結ぶアクセス道路を地震発生時に通行を確保すべき道路として指定します。また、仮設住宅 建設地(落合公園、唐竹公園、中央公園)については、比較的大型の物資の輸送が必要となるた め、県及び市指定の緊急輸送道路に接していない場合には、距離に関わらず地震発生時に通行を 確保すべき道路を指定します。 ※なお、「市指定緊急輸送道路及びその他地震発生時に通行を確保すべき道路」は、本計画において耐震改修促進法第6条第3項第1号による耐震診断の結果の報告期限を設ける(以下、「耐震診断義務化」という)路線への指定を行いません。ただし、本計画期間内においても一部改定や見直しに際し、国や県並びに周辺自治体の動向を踏まえ指定について検討していきます。



2-3 建築物の耐震化の現状と目標

1. 豊明市内の建築物の耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。

これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和56年6月に大きく改正されました。昭和56年6月の改正後の基準によって建築された建築物(以下、「新耐震建築物」という)に対し、改正前に建築された建築物(以下、「旧耐震建築物」という)は平成7年兵庫県南部地震等の地震で大きな被害を受けたものが多く、耐震性に問題があるとされています。

(1) 住宅の耐震化の状況

耐震化率は78%

平成26年1月1日時点における豊明市内の住宅の耐震化状況は、住宅総数19,165戸のうち耐震性があると判断される住宅が14,857戸(78%)、耐震性がないと判断される住宅は4,308戸(22%)と推計されています。

表一豊明市における耐震性のある住宅の割合(単位:戸)

	新耐震住宅	旧耐流	喪住宅	耐震性のある住宅	耐震化率
分類	(耐震性あり)①		耐震性あり* ②	11十2=3	3/4
戸建木造	5,998	5,440	1,463	7,461	65%
戸建木造以外	5,861	1,866	1,535	7,396	96%
<u> </u>	11859	7,306	2,998	14957	78%
ōl	19,165	4		14,857	10%

課税台帳(平成26年1月1日現在)を基に算出

【参考:豊明市における民間木造住宅耐震診断・耐震改修費補助事業の実施状況】

豊明市は、旧基準木造住宅(昭和56年5月31日以前着工)を対象に、無料耐震診断や豊明市民間 木造住宅耐震改修費補助事業を実施しています。これにより、平成25年度の末までに1,433棟の耐 震診断が実施され、そのうち92%が総合判定値1.0未満で耐震性がないと判断されています。

また、市の木造住宅耐震改修補助を受けて耐震改修工事を行った住宅は104棟あり、その工事費は 平均で約246万円となっています(※ただし、約3割が平均以上)。

■木造住宅無料耐震診断の結果

全体1,433棟(平成15~25年度分累計)※2回目診断(26棟)含む

総合判定値 0.7未満	0.7~1.0	1.0以上
69.4%(※0.4未満21.7%/0.4以上0.7未満47.7%)	22.6%	8.0%

- ■木造住宅耐震改修補助の結果

全体104棟(平成23~25年度分累計)

- 耐震改修工事費 平均246万円(上限額90万円の補助制度利用)
- 58.7%が150万円~300万円未満で耐震改修を実施

[※]戸建木造の旧耐震住宅のうち、耐震性ありとした棟数は、平成19年度計画に補助による改修及び自主改修 推定値を加算したものより、耐震性あり(1.0以上)と診断された建物の割合(27%)と、戸建木造以外 の住宅の割合(82%)を用いています。

(2) 耐震改修促進法第14条第1号(多数の者が利用する建築物)の現状

耐震性があると判断される建築物は77%

豊明市には、平成27年3月31日現在、多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条第1号に規定する建築物)が238棟あります。そのうち、耐震性があると判断される建築物は183棟(77%)で、耐震性がないと判断される建築物は55棟(23%)と推計されています。

表一多数の者が利用する建築物の現状 (単位:棟)

	公共建築物		C B Z + 名加	合計
		うち市有建築物	民間建築物	□āl
b新耐震建築物	10	3	75	85
旧耐震建築物	43	38	110	153
c 耐震性あり**	41	37	57	98
d 耐震性なし	2	1	53	55
a 合計	53	41	185	238
耐震化率((b+c)/a)	96%	98%	71%	77%

平成 26 年度末現在

※耐震改修済もしくは耐震化が確認されている建築物

(3) 耐震改修促進法第14条第2号(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物)の現状

7棟が特定既存耐震不適格建築物

豊明市には、平成27年3月31日現在、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(耐震改修促進法第14条第2号に規定する建築物)が12棟あります。そのうち、旧耐震建築物は9棟となっています。

表一危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の現状 (単位:棟)

	耐震改修促進法第14条第2号建築物					
		新耐震建築物 旧耐震建築物 耐震性		建築物 耐震性なし		
危険物貯蔵・処理施設	12	3	9	7		

平成 26 年度末現在

(4) 耐震改修促進法第14条第3号(地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物)の現状

耐震性があると判断される建築物は37%

豊明市には、平成27年3月31日現在、耐震改修促進法第14条第3号に規定する建築物が209棟あります。そのうち、耐震性があると判断される建築物は124棟(59%)で、耐震性がないと判断される建築物は85棟(41%)と推計されています。

また、耐震性がないと判断される建築物のうち、県指定緊急輸送道路沿道に7棟、市指定緊急輸送道路及びその他地震発生時に通行を確保すべき道路沿道に78棟が立地しています。

夷-	-地震発生時に通行	ートを確保す	べき道路沿道の)建築物の現状	(単位:棟)
17	心反兀上いに思し	」とほかっ		ノメモンオイグリンノングバイン	(工 世・1本/

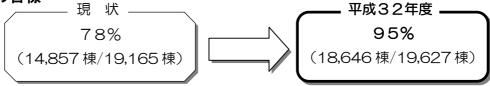
		耐氮				
			新耐震	旧耐震建築物*1		耐震化率
分類		(a)	建築物(b)	耐震性あり ・耐震改修 〔c〕	耐震性なし ・耐震性不明	*2 (b+c)/a
県指定	第1次緊急輸送道路	25	20	0	5	80%
宗拍化	第2次緊急輸送道路	5	3	0	2	60%
市指定	地域防災計画に位置づけ られた緊急輸送道路	163	96	3	64	61%
	その他地震発生時に通行を確保すべき道路	16	2	0	14	13%
	計	209	121	3	85	59%

()内の数値は、市指定緊急輸送道路沿道の建築物と重複

2. 耐震化の目標設定の考え方

耐震化率の目標の設定にあたっては、国の基本方針や「愛知県建築物耐震改修促進計画」を踏まえ、 すべての用途に対し一律に設定するのではなく、いつ発生するかわからない大規模な地震災害に対応 し、早期に耐震化すべき建築物を設定し、優先順位をつけて耐震化を推進する方針とします。

3. 住宅の目標



住宅については、平成32年度までの耐震化率の目標を95%とします。

なお住宅は、戸建て住宅、長屋、共同住宅(賃貸·分譲)を含み全ての住宅を対象に目標を定めます。

現在、耐震性がある住宅数	目標年までに 目標年までに 耐震化の必要 新築される な住宅数① 住宅数②		目標年までに 建替される 住宅数③	耐震改修によ り耐震化され る住宅数④	施策が必要な 住宅数 ①-②-③-④
14,857	3,789	462	714	417	2,196
18,646		402	7 14	417	2,190

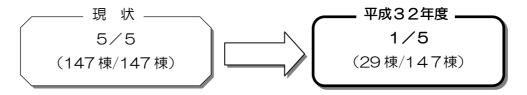
課税台帳及び H2O 住宅土地統計調査等から推計

^{※1} 建築年不明は旧耐震建築物に含めた

^{※2} 現在の耐震化状況が不明のため、旧耐震建築物を耐震性がないと判断される建築物とした

4. 建築物の目標

耐震改修促進法第14条第1号から3号に係る耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等については、その総数を平成32年度末までに平成27年3月31日現在の棟数の1/5にまで減少させることを目指します。



(1) 耐震改修促進法第14条第1号(多数の者が利用する建築物)

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第14条第1号)については、 平成27年3月31日現在の棟数が55棟となっており、そのうち、災害応急対策活動に必要な公共 及び民間施設、並びにその他の公共施設については、平成32年度までにすべて特定既存耐震不 適格建築物の解消を目指します。

また、それ以外の民間施設については、1/5にまで減少させることを目指します。

(2) 耐震改修促進法第14条第3号(危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物)

危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物(耐震改修促進法第14条第2号)については、平成27年3月31日現在の棟数が7棟であり、平成32年度までにすべて特定既存耐震不適格建築物の解消を目指します。

(3)耐震改修促進法第14条第3号(地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物)

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物(耐震改修促進法第14条第3号)については、 平成27年3月31日現在の棟数が85棟であります。そのうち県指定の第1次緊急輸送道路と第2 次緊急輸送道路に係る計7棟については、愛知県と連携し、耐震診断義務化の対象路線の沿道に 関わらず100%の解消を目指します。

また、平成27年3月31日現在、市指定緊急輸送道路及びその他地震発生時に通行を確保すべき道路(避難路)の建築物78棟ついては1/5にまで減少させることを目指します。

(4) その他の建築物の目標

その他の建築物のうち、市が所有する建築物については、平成32年度に100%の耐震化が図られるよう計画的に耐震化を促進します。(「5-1市が所有する建築物の耐震化促進」参照)また、それら以外の建築物についても、愛知県と連携し積極的に耐震化を図ります。